

大量保有報告制度における課徴金制度の開始について
～大量保有報告書等の提出義務のある方は十分にご注意下さい～

平成 20 年 12 月 12 日施行の金融商品取引法改正法により、大量保有報告制度における新たな課徴金制度が開始することになります。

1. 新たな課徴金の対象者

① 大量保有報告書等を提出しない者

大量保有報告書又は大量保有報告書の変更報告書（以下「大量保有変更報告書」）を提出期限までに提出しない場合

② 大量保有報告書において虚偽の記載を行った者

重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている①大量保有報告書、②大量保有変更報告書、③大量保有報告書・大量保有変更報告書の訂正報告書を提出した場合

（注）大量保有報告書、変更報告書の提出義務者とは？

大量保有報告書は、上場会社の発行済株式総数の 5% を超える株券等を保有することになった場合に、変更保有報告書は、大量保有報告書の提出後、株券等保有割合が 1% 以上増加（減少）した場合などに提出義務が生じます。

2. 課徴金の額

大量保有報告対象株券等の発行者が発行する株券等の時価総額 × 10 万分の 1

（例えば、時価総額 1 兆円の企業であれば、課徴金の額は 1,000 万円になります。）

3. これまでにあった不提出事例

- （例 1）ある上場会社の発行済株式総数の 5% を超える株券を取得していたが、大量保有報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。
- （例 2）大量保有報告書を提出していたところ、その後、株券の買い増しにより株券等保有割合が 1% 以上増加したが、大量保有変更報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。
- （例 3）大量保有報告書を提出していたところ、共同保有者が増えたことから、共同での株券等保有割合が 1% 以上増加したが、大量保有変更報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。

4. 課徴金の減算・加算制度

（減算制度について）

上記 1. ①（大量保有報告書等を提出しない者）の違反行為について、当局による報告徴取・検査の前に、違反者自らが証券取引等監視委員会に対し申告を行った場合には、課徴金の額は半額となります。

※ 減算制度の報告書の提出先及び様式等は、証券取引等監視委員会のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/sesc/kachoukin/tetuduki.htm>) 「金融商品取引法第 185 条の 7 第 12 項の規定による課徴金の減額に係る報告の手続について」をご参照下さい。

（加算制度について）

過去 5 年以内に課徴金の対象となった者が再度違反した場合には、課徴金の額は 1.5 倍となります。

○ 大量保有報告書等に係るご質問等については、所管の財務局等へお問い合わせ下さい。

- | | | |
|------------------------|-----------------------|-------------------------|
| ・北海道財務局 (011-709-2311) | ・東海財務局 (052-951-2545) | ・九州財務局 (096-353-6351) |
| ・東北財務局 (022-263-1111) | ・近畿財務局 (06-6949-6697) | ・福岡財務支局 (092-411-7281) |
| ・関東財務局 (03-3502-9463) | ・中国財務局 (082-221-9221) | ・沖縄総合事務局 (098-866-0092) |
| ・北陸財務局 (076-292-7851) | ・四国財務局 (087-831-2131) | |

○ 課徴金制度に係るお問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課
(内線 3660、3662)